令 和 ８ 年 度

鳥獣保護区等位置図

埼　玉　県

埼玉県ホームページ「鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）」
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/hunter-map.html

狩猟者登録証・出猟カレンダーについて

狩猟期間が終わりましたら、狩猟者登録証の裏面及び出猟カレンダーに捕獲報告を記載し、「狩猟者登録証」「出猟カレンダー」の両方を、交付を受けた環境管理事務所（埼玉県以外にお住まいの方はみどり自然課）へ狩猟期間満了後３０日以内に必ず返納してください。※出猟カレンダーは網猟免許の方は提出不要です。

事故防止のために!!

1. 使用前に銃を点検し、機能の健全なものを使用すること。
2. 使用する銃と獲物とに適合する実包や弾丸を選定すること。
3. 他人の銃を手にしないこと。
4. 酒気を帯びて銃を手にしないこと。
5. 装てんしていないときでも、銃口を人、飼養動物、建物、電車、自動車、船舶など危険の生ずるおそれのある方向に向けないこと。
6. 発射の必要性の起こる直前までは実包をこめないこと。
7. 銃に安全装置をかけたといっても安心しないこと。
8. 水平撃ちは絶対にしないこと。
9. 矢先を確かめ、安全と捕獲の自信がなければ発射しないこと。
10. 発射の必要がなくなれば残弾を抜き取ること。
11. 発射するときなど必要のある場合のほか、みだりに引鉄に手を触れないこと。
12. 危険な銃の扱い方をしている人には誰であっても注意し、注意されたらすぐに改めること。
13. たき火や、煙草の吸い殻で山火事を起こさないよう注意すること。

銃猟を行う上でのマナーの徹底!!

以下の地区については特定猟具使用禁止区域（銃）となってはいませんが、銃猟を行う狩猟者のマナーについて毎年のように苦情が寄せられています。狩猟をする際には基本的なルールやマナーをしっかり守り、安全な狩猟を行うよう十分ご注意ください。

本庄市利根川周辺・下浅見・児玉町秋山地区周辺、飯能市吾野地区周辺、熊谷市久下・高本・沼黒・東別府地区周辺、鴻巣市下忍地区周辺、川島町角泉・釘無地区の越辺川周辺、川島町出丸中郷地区の荒川周辺、羽生市堤・常木・下村君・名・上村君地区周辺

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。区域が明確に判別できないときは、①標識を確認する、②地元の狩猟者か狩猟関係の職員に確認する③埼玉県ホームページ掲載の電子地図（GISデータ）を確認する、といった方法により必ず区域を確認し、誤りのないように狩猟してください。
※電子地図は、地名で検索することができるほか、お使いのパソコンやスマートフォンにGPS機能が搭載されていれば、現在地と照らし合わせて区域を確認することができます。

埼玉県ホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/hunter-map.html

◉ 狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	1日当たりの制限羽数又は頭数
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ、キジ	合計して　2羽
コジュケイ	5羽
ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して　5羽 （網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽）
キジバト	10羽
ヤマシギ、タシギ	合計して　5羽

◉ 狩猟鳥獣の種類と埼玉県で狩猟のできる期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く。）、イタチ（オスに限る。）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ（下記以外の市町村）、ニホンジカ（下記以外の市町村）、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	毎年 11月15日から 翌年 2月15日まで
イノシシ （秩父市、飯能市、本庄市、入間市、坂戸市（県道川越・越生線以西のみ）、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町） ニホンジカ （秩父市、飯能市、本庄市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町）	毎年 11月15日から 翌年 3月15日まで （ただし、2月16日から3月15日までの間の猟法はわな猟に限るものとするが、わなにかかったイノシシ又はニホンジカを止めさしするための銃器の使用に限っては認める。※特定猟具使用禁止区域（銃）ではできない。）

※ 平成25年9月15日からウズラは狩猟鳥獣ではなくなりました。
※ 令和4年9月15日からバン、ゴイサギは狩猟鳥獣ではなくなりました。

◉ 埼玉県内において捕獲が禁止されている狩猟鳥獣の種類

捕獲を禁止する狩猟鳥獣	捕獲を禁止する期間
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）のメス、キジ（亜種コウライキジを除く。）のメス	令和４年9月15日から 令和９年9月14日まで

◎埼玉県では、「ガンカモ類の生息状況調査」のため、令和9年1月16日～18日をカモ等の狩猟自粛期間と予定しています。
なお、埼玉県は調査地点が多いため、自粛期間の前後1週間も調査を行っています。
◎ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモは生息数が少ないので、狩猟を自粛されるようお願いいたします。
◎ツキノワグマは安定的な個体数維持の観点から、狩猟を自粛されるようお願いいたします。なお、人身被害を防ぐためなどのやむを得ない狩猟については対象外です。

違反防止のために!!

1. 鳥獣保護区、公道、公園、社寺境内、墓地などでは、鳥獣の捕獲が禁止されています。
2. 特定猟具使用禁止区域（銃）や市街その他人家の立て込んだ場所、人の多く集まる場所では、銃猟が原則禁止されています。
3. 銃猟の禁止時間は日没後から日の出前までです。日の出、日没の時刻を必ず確認してください。
4. 弾丸の達するおそれのある人、飼養動物、建物、電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって銃猟することは、原則禁止されています。
5. 作物のある土地や垣、さくその他の囲いのある土地での狩猟は、占有者の承諾が必要です。
6. 爆発物、劇薬、毒薬、据銃、危険なわな、危険なおとし穴の使用は、危険防止のため禁止されています。
7. かすみ網、つりばり、とりもち、矢等を使用して狩猟鳥獣を捕獲することは禁止されています。
8. 狩猟鳥獣以外の鳥獣は狩猟が禁止されています。
9. 捕獲した鳥獣は、環境省令で定める場合を除き、放置することが禁止されていますので、持ち帰るか、埋設するなど適切な処理をしてください。
10. 狩猟をするときは、狩猟者記章の衣服又は帽子への着用と、狩猟者登録証の携帯および提示が義務づけられておりますので、土地の所有者、鳥獣保護管理員、県の職員等から請求があったときは、狩猟者登録証を提示してください。